



ホテルアウーナ 大阪のご案内

ホテルアウーナ大阪は公立学校共済組合の施設です。大阪支部の組合員の方なら、各種補助で婚礼・宴会・宿泊をお得にご利用いただけます。また当ホテルでは安心・安全にご利用いただけるよう感染症対策を実践しております。お客様のご利用を心よりお待ちしております。

も	● 標準報酬月額の時決定について	2
	● 産前産後休業掛金免除についての留意点	2
く	● 3歳未満の子を養育している皆様へ	3
	● 国・公・私立学校教職員のためのアイリスプラン	4
じ	● 被扶養者に係る資格の確認調査を行います	5
	● 保険医療機関の窓口で医療費を全額支払われた方へ	6
	● 市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった方へ	6
	● 高額療養費の給付～限度額適用認定証の交付申請について～	7
	● 新型コロナウイルス感染症対策にかかる厚生事業のお知らせ	8
	● 健診（人間ドック）事業当選者の皆さまへ	9
	● ご家族の健康を守るために被扶養者へ特定健診「受診券」をお渡しください！	9
	● 支部直営施設（アウーナ大阪・花のいえ）のご利用について	10
	● 臨時電話相談、始めました！大阪メンタルヘルス総合センターからのご案内	10
	● 団信制度の中途加入申込のご案内	11
	● 住宅貸付を申込みされる方へ	11
	● 令和元年度大阪支部決算のあらまし	12
	● 花のいえからのお知らせ	14
	● アウーナ大阪からのお知らせ	15

* 内容についての電話によるお問い合わせは、
(06) 6941-0351（府庁大代表）をダイヤルし、
交換手ができましたら、担当係の【内線】を教えてください。



企画担当 3481 経理担当 3482 健康・福祉担当 3478 貸付担当 3484
医療担当 3485 資格担当 3487 年金担当 3486

編集発行 公立学校共済組合大阪支部／大阪市中央区大手前2丁目 FAX (06) 6941-3672

標準報酬月額の時決定について

→ 経理 担当

被用者年金制度の一元化により、平成27年10月から標準報酬制が導入されました。標準報酬制では、給与から控除される掛金や年金・短期給付などの額を計算する際の基準額として、「標準報酬月額」を用います。

「標準報酬月額」は、毎年7月1日に組合員である方の4月から6月までの3か月の報酬の平均により決定します。この決定のことを毎年定期的に実施することから、「時決定」といいます。

「時決定」により決定された標準報酬月額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります。

● 時決定の対象となる方

毎年7月1日に組合員である方（休業、休職中の方を含みます）。

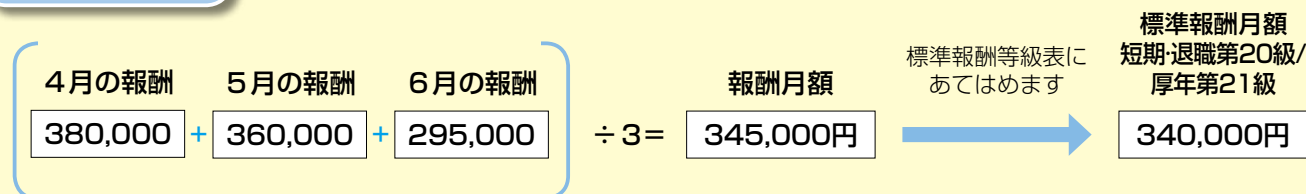
ただし、次の方は、その年の時決定を行いません。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までの間に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方。

● 算定方法

4月、5月、6月の3か月間に支給された報酬（※）の総額をその月数で除して得た額を「報酬月額」とし、この額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。

時決定の例



（※）・算定の対象となる「報酬」は、給料や諸手当など労働の対償として受けるすべてのものになります。

- ・ 通勤手当が複数月分まとめて支給される場合は、1か月あたりの額に換算してそれぞれの月に加算します。
- ・ 3月の勤務実績に基づく諸手当が4月に支給されている場合は4月の報酬に含めます。

● 時決定の適用時期

原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。ただし、10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。

産前産後休業掛金免除についての留意点

→ 経理 担当

- ・ 出産の日（出産の日が産前の予定日後であるときは、産前の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の後56日までの間で、産前産後休業を取得している期間については掛金が免除となります。（妊娠障害休業や年次休暇等の期間は含みません。）
- ・ 条例等により労働基準法第65条に規定する産休期間を超える長期休暇が付与されている場合（産前8週等）でも、免除の対象となるのは、上記の期間のみです。
- ・ 産前産後休業掛金免除申出書は出産を終えられてからの提出で差し支えありません。
- ・ あらかじめ産前予定日に基づく掛金免除申出書を提出していた場合で、産前予定日と実際の出産日が異なった場合には「産前産後休業掛金免除変更申出書」の提出が必要です。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 掛金関係 → 掛金免除関係

3歳未満の子を養育している皆様へ

⇒ 年金 担当

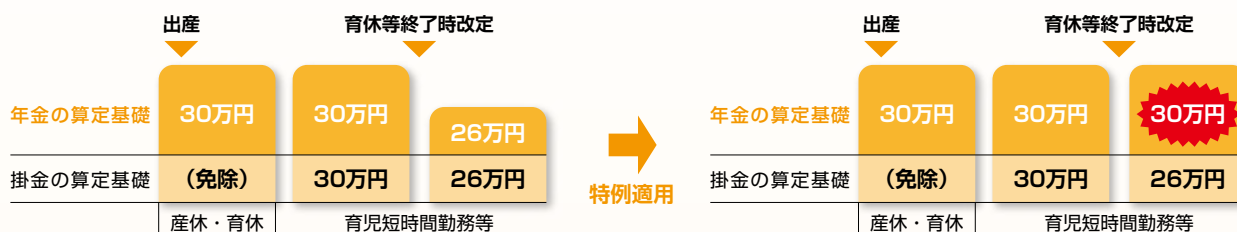
3歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の申請をすることができます。

(1) 養育特例とは？

3歳未満の子を養育する方は、生活環境の変化から、育児部分休業や引越しによる通勤手当の減少等により標準報酬月額が低くなることがあります。

この場合、納付する掛金が低くなり、年金額は標準報酬月額を基に算定することから、将来受け取る年金額は減少してしまいます。

しかし、本人からの申し出により、子が3歳になるまでの間、掛金額は変更せずに、年金の算定基礎となる標準報酬月額のみを養育前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）とし、年金額の減少を防止することができます。これを養育特例といいます。



(2) 提出書類及び提出期限

【提出書類】

- ・「3歳未満の子を養育する旨の申出書」(※)
- ・世帯全員の住民票（子が組合員の被扶養者でない場合）【注】
（今後、マイナンバーにより住民票の情報を共済組合が取得する予定です。）
- ・養育する子の戸籍抄本（子が組合員の被扶養者でなく、かつ組合員が世帯主でない場合）【注】
- ・特例開始日前後の出勤簿の写し（府費負担教職員でない場合。就業週報月報の写しで可）

【注】住民票、戸籍抄本は養育を開始した日以降に交付されたもの。（コピー不可）
育児休業から復職された方は、復職日以降に交付されたものが必要です。

【提出期限】

特例を受けることのできる時から**2年以内**

（2年を過ぎると、特例の適用を受けられなくなる場合があります）

(3) 3歳未満の子を養育しなくなった場合

3歳未満養育特例の適用期間中に、以下の1～4に該当した場合は、「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」(※)を提出してください。（子が3歳になるときは提出不要）

- 1 他の子を養育することとなったとき
- 2 子が死亡したとき、又は養育しなくなったとき（別居を含む）
- 3 他の子の育児休業等（掛金免除）を開始したとき
- 4 他の子の産前産後休暇（掛金免除）を開始したとき

(※) 様式については公立学校共済組合大阪支部のホームページより入手可能です。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 長期給付関係（年金）

次項もご覧ください

(4) Q & A

Q1 育児休業等を取得していますが、申出はいつ行えばいいですか？

A1 掛金免除の対象となる育児休業や産前産後休業を取得している間は特例の適用を受けられないため、復職後に申出を行うこととなります。

Q2 育児休業を終了した後に育児短時間勤務や部分休業を取得しない予定ですが、申出できますか？

A2 職場復帰後の勤務形態についての条件はありませんので、申出を行うことができます。ただし、対象期間の各月の標準報酬が「子の出生前の標準報酬」を下回る月がないときは、特例の適用はありません。

Q3 1月から4月まで産前産後休暇を取得し（条例等による）、続けて5月から育児休業を取得しています。産前産後休暇中の4月は掛金を支払いました。4月は特例適用になりますか？

A3 産後休暇が8週を超える場合、産前産後休暇中であっても、8週を超えた期間は掛金徴収の対象となります。この期間について、出産月の前月の標準報酬月額より下がった場合は、特例の申出をすることにより特例の適用を受けられます。
また続けて育児休業を取得し、掛金が免除されていますので、「3歳未満の子を養育しない旨の申出書」を併せて提出してください。



アイリスプラン

国・公・私立学校教職員のための

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員のための
経済生活支援事業です。



医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。

Point 1 医療入院コースは、**先進医療特約**などのオプションが充実！
満90歳まで契約更新できます。

Point 2 日常事故補償コースは、**個人賠償**※を**最高1億円まで補償**！
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。

Point 3 どちらのコースも
退職後もご利用いただけます。

いわゆる
「自転車保険」としても
ご利用いただけます



年金コース

内容が見てすぐ分かる
動画があります！！
(財団のホームページからも
ご覧いただけます)

在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

Point 1 毎月**2,000円(2口)**から積立を手軽に
始められ、毎年1回、**口数を自由に変更**できます。

Point 2 予定利率は**年1.25%**
(平成30年4月1日現在)です。
※予定利率は今後変更となる可能性があります。

Point 3 「個年型」(個人年金保険料控除の対象)と
「一般型」(一般生命保険料控除の対象)があり、
両方加入も可能です。**動画でも説明しています**
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

募集期間（資料請求受付期間）は、例年9月中旬～11月初旬にかけてです。
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

登録番号MY-A-18-LF-009166
承19-企-02(1904)